

## 令和5年度12月 所沢市農業委員会総会議事録

開催日時 令和5年12月25日(月) 午前9時30分～午前10時30分  
開催場所 所沢市役所502会議室  
議 案 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について  
議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について  
議案第3号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について  
議案第4号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について

出席委員 1番 斎藤 昇 2番 二上 茂雄 3番 池之谷 昭治  
4番 岩崎 良一 5番 肥沼 一彦 6番 齊藤 喜代治  
7番 田中 宏 8番 吉田 英和 9番 北田 良孝  
10番 栗原 明夫 11番 栗原 茂 12番 平岡 豊子  
13番 鹿島 正之助 14番 肥沼 正明 15番 中 茂紀  
16番 水村 英紀 17番 新井 祥穂

欠席委員 なし

農業委員会事務局の進行により、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による委員の過半数の出席があることを報告し開会。栗原会長のあいさつの後、引き続き栗原会長が議長となり議事を進めた。

議 長： 議事に入ります。

本日の総会の議事録署名委員に議席番号9番 北田 良孝委員、10番 栗原 明夫委員を指名します。

## 1 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について

議長：「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」ご説明いたします。

申請番号1番、所在地は糶谷です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は1,220平方メートルです。受人の耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は増反によるものです。権利事由は贈与による所有権移転です。

以上1件です。

議長：申請番号1番について審議します。申請地及び受人の林地区、糶谷地区の耕作状況について、地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されております。この申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。審議のほどをお願いします。

議長：次に、受人の営農状況及び北野地区、北野南地区の耕作状況について、地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されております。

議長：次に、受人の三ヶ島地区の耕作状況について、地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されております。

議長：申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、許可することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長：挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、許可といたします。

## 2 議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について

議長：「議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」ご説明いたします。

申請番号1番、所在地は三ヶ島四丁目です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は940平方メートルです。申請人は議案書に記載のとおりです。用途は駐車場です。農地区分については、農地の一団性が10ヘクタール以上の第1種農地と判断されます。申請事由は、申請地を買い受け、駐車場を設置するものです。なお、本件は申請地が既存敷地の2分の1を超えない敷地拡張であることから不許可の例外に当たり、駐車場の設置は可能となります。なお、現在の敷地面積と合わせますと1,898.08平方メートルです。

以上1件です

議長：申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり第1種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長：申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長：挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、許可相当といたします。

### 3 議案第3号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について

議長：「議案第3号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第3号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」ご説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字下富字駿河台です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は330平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は自己住宅です。権利事由は使用貸借権の設定です。農地区分については、農地の一団性が10ヘクタール以上の第1種農地と判断されません。申請事由は申請地を父から借り受け、自己用住宅を建築するものです。なお、本件は農用地区域の除外案件です。

申請番号2番、所在地は大字坂之下北大谷戸の6筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は6筆合わせて2,966平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は送電線鉄塔除去工事に伴う工事用地です。権利事由は賃貸借権の設定です。農地区分については、農用地と判断されます。申請事由は申請地を借り受け、送電線鉄塔除去工事に伴う工事用地を設置するものです。なお、本件は4か月間の一時転用です。

以上2件です。

議長：申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり第1種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長：申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長：挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、許可相当といたします。

議長：申請番号2番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり農用地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長：申請番号2番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号2番について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議 長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号2番については、許可相当といたします。

#### 4 議案第4号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について

議長：「議案第4号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」ご説明いたします。

申請番号1番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は北野二丁目です。現況地目は畑で、面積は876平方メートルです。以前からの賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和6年1月1日から令和10年12月31日までの5年間です。

申請番号2番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は北野二丁目の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて2,063平方メートルです。以前からの賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和6年1月1日から令和8年12月31日までの3年間です。

申請番号3番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は所沢新町の6筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は6筆合わせて6,417平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和6年1月1日から令和8年12月31日までの3年間です。

申請番号4番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は三ヶ島一丁目です。現況地目は畑で、面積は1,519平方メートルです。以前からの賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和6年1月1日から令和10年12月31日までの5年間です。

以上4件です。

議長：申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長：申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、決定することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長：挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、決定といたします。

議長：申請番号2番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長：申請番号2番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号2番について、決定することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号2番については、決定といたします。

議長： 申請番号3番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われ  
ます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当  
該計画については、妥当なものと思われ  
ます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号3番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号3番について、決定することに  
賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号3番については、決定といたしま  
す。

議長： 申請番号4番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われ  
ます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、  
当該計画については、妥当なものと思われ  
ます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号4番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号4番について、決定することに  
賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号4番については、決定といたしま  
す。

## 5 報告事項について

議 長： 報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局： 報告事項についてご報告いたします。

「報告事項1 農地法第3条の3第1項による所有権移転の届出について」は、5件の届出がありました。

「報告事項2 農地法第4条の規定による届出について」は、3件の届出がありました。

「報告事項3 農地法第5条の規定による所有権移転の届出について」は、15件の届出がありました。

「報告事項4 買受適格証明願（農地法5条）の所有権移転の届出について」は、2件の届出がありました。

「報告事項5 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」は、1件の証明書の交付を行いました。

「報告事項6 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について」は、1件の証明の交付を行いました。

「報告事項7 農地法第18条の規定による合意解約の通知について」は、7件の通知がありました。

以上です。

## 6 その他

議 長： その他の事項について何かありますか。

事務局： （な し）

議 長： 以上ですべての議事を終了します。

鹿島会長職務代理者により閉会 （午前10時30分）